

## 令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、県外から18歳未満の養育する世帯員を帯同して本市に移住し、市内の医療機関、福祉施設等で医療・福祉職に就業した者又は当該職に就業するのに必要な資格を取得するために市内の養成機関に就学した者に対し、当該年度の予算の範囲内で令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療・福祉職 県内の医療機関、福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格として、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（令和5年8月10日実施）第2第1項の規定により青森県知事が認める資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。
- (2) 子育て世帯 18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯をいう。
- (3) ひとり親世帯 子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

### (交付対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号及び第2号に掲げる要件に該当し、かつ、第3号又は第4号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、本市に転入する前から18歳未満の世帯員を養育し、かつ、移住支援金の申請時においても現に当該世帯員を養育していること。
  - イ 移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、同一世帯に属していたこと。
  - ウ 移住支援金の申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が同一世帯に属していること。
  - エ 申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
  - オ 移住支援金の申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、本市に居住していること。
  - カ 申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上県外に居住していたこと。
    - (イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
  - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (ア) 第5条第1項の規定により申請した日（以下「申請日」という。）において、本市転入後1年以内であること。
    - (イ) 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
  - ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (ア) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

- (イ) 市税に未納の額がないこと。
- (ウ) 青森県及び本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 申請者が事業対象資格を有していること。
  - イ 申請者が市内の医療機関、福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が市内に所在すること。
  - ウ 申請者が次に掲げるいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。
    - (ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」
    - (イ) 公共職業安定所
    - (ウ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
    - (エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所
    - (オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所
    - (カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
    - (キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所
    - (ク) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
    - (ケ) (ア) から (ク) までに掲げる機関等以外の機関等であって青森県知事が認めるもの
  - エ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている医療機関、福祉施設等への就業でないこと。
  - オ 週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において当該就業先に在職していること。
  - カ 当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (4) 次に掲げる就学に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 申請者が事業対象資格を有していないこと（現に有する事業対象資格以外の事業対象資格を取得しようとする場合を除く。）。
  - イ 申請者が市内の医療機関、福祉施設等において医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために次に掲げるいずれかの市内の養成機関（通信制を除く。）に就学すること。
    - (ア) 薬剤師養成校
    - (イ) 看護師等養成所
    - (ウ) 理学療法士養成校
    - (エ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校
    - (オ) 管理栄養士養成校
    - (カ) 栄養士養成校
    - (キ) 保育士養成校
    - (ク) 社会福祉士養成施設
    - (ケ) 介護福祉士養成施設
    - (コ) 介護福祉士実務者養成施設
    - (サ) (ア) から (コ) までに掲げる養成機関以外の養成機関であって青森県知事が認めるもの
  - ウ 申請者がイに掲げる養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、市内の医療機関、福祉施設等において3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。
  - エ 移住支援金の申請時において、申請者が市内の養成機関に在籍していること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、子育て世帯1世帯当たり100万円（ひとり親世帯にあつては、1世帯当たり100万円を加算した額）に、令和6年4月1日現在において18歳未満の養育す

る世帯員1人につき100万円を加算した額とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、令和6年12月28日までの間に、令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類

(2) 事業対象資格を有していることが確認できる書類（第3条第3号に該当する場合に限る。）

(3) 移住後の就業先の就業証明書（第3条第3号に該当する場合に限る。）

(4) 第3条第3号ウに掲げる機関等の求人票等（第3条第3号に該当する場合に限る。）

(5) 移住後の就学先の在学証明書（第3条第4号に該当する場合に限る。）

(6) 転入前の居住地及び居住期間、転入前及び移住支援金の申請時において申請者と申請者の養育する世帯員が同一世帯であること並びに本市に転入したことがわかる戸籍の附票等

(7) 市税に係る納税証明書

(8) 個人情報確認同意書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を、市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(併給の制限)

第6条 申請者は、第3条に規定する要件及び令和6年度青森市移住支援金交付要綱（令和6年4月1日実施）第3条に規定する要件を満たす場合は、移住支援金（ひとり親世帯に係る加算分を除く。）の交付を申請できないものとする。

2 申請者は、第3条に規定する要件及び令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱（令和6年4月1日実施）第3条又は令和6年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱（令和6年4月1日実施）第2条に規定する要件を満たす場合は、移住支援金及び令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱又は令和6年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱に規定する支援金のいずれかの支援金の交付の申請ができるものとし、移住支援金との併給はできないものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否の決定及び当該移住支援金の額を確定し、令和5年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付請求書の提出があったときは、当該請求に基づき移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第9条 交付決定者は、第7条の規定による移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和5年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書〔再交付〕を交付決定者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、移住支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）（第3条第3号に該当する者に限る。）が次の各号のいずれかに該当したときは、令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求書により、期限を定めて受給者に対し移住支援金の当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日（受給者が、この要綱の実施の日前に第3条第1号から第3号までに掲げる要件に該当していた場合にあつては、当該要件に該当した日。以下この項において同じ。）から起算して3年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合

ウ 申請日から起算して1年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合

エ その他全額の返還が適当であると市長が認めた場合

(2) 次に掲げる場合 半額

ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合

イ 申請日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合

ウ その他半額の返還が適当であると市長が認めた場合

(3) 次に掲げる場合 4分の1相当の額

ア 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合

イ その他4分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合

(4) 次に掲げる場合 8分の1相当の額

ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合

イ その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合

2 市長は、受給者（第3条第4号に該当する者に限る。）が次の各号のいずれかに該当したときは、令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求書により、期限を定めて受給者に対し移住支援金の当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日（受給者が、この要綱の実施の日前に第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる要件に該当していた場合にあつては、当該要件に該当した日。以下この項において同じ。）から起算して3年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合

- ウ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業できなかった場合
  - エ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格の取得に至らなかった場合
  - オ その他全額の返還が適当であると市長が認めた場合
- (2) 次に掲げる場合 半額
- ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合
  - イ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に医療・福祉職に従事するため市内の医療機関、福祉施設等に就業しなかった場合
  - ウ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に医療・福祉職に従事するため市内の医療機関、福祉施設等に就業し、当該就業した日から起算して1年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
  - エ その他半額の返還が適当であると市長が認めた場合
- (3) 次に掲げる場合 4分の1相当の額
- ア 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に医療・福祉職に従事するため市内の医療機関、福祉施設等に就業し、当該就業した日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
  - イ 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
  - ウ その他4分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合
- (4) 次に掲げる場合 8分の1相当の額
- ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
  - イ その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合
- 3 市長は、第1項第1号エ、第2号ウ、第3号イ及び第4号イ並びに第2項第1号オ、第2号エ、第3号ウ及び第4号イの規定により受給者に対し移住支援金の返還を請求しようとするときは、あらかじめ青森県に当該返還の請求について協議し、青森県の同意後、その同意に係る決定内容を令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求決定通知書により受給者に通知するものとする。

(返還免除)

- 第13条 受給者は、前条第1項及び第2項に規定する事由に該当するに至った要因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、返還免除の可否についてあおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除協議書により青森県に協議するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項の青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除に係る決定内容を令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書又は令和6年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書により当該受給者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

- 第14条 市長は、受給者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対してその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、県内の他市町村から移住支援金と同様の移住に係る支援金の交付を受けた者が当該他市町村から本市に転入し、その後県外に転出した場合は、当該支援金を交付した市町村に対してその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(取扱方法)

第15条 この要綱及び青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日等)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。